

事前に、自宅が安全か確認しましょう!

◆「避難」とは「難」を「避」けることです。

安全な場所にいる人は、避難場所等に行く必要はありません。
自宅に留まり、安全を確保することも避難です。

◆避難先は、小中学校や生涯学習交流館だけではありません。

安全な親戚・知人宅、地域集会所などに避難することも考えてみましょう。

◆避難する際には、早めの行動が必要不可欠です。

避難行動をためらわないでください。

あなたがとるべき避難行動は？ 風水害避難行動判定フロー



静岡市のハザードマップは、こちらのWEBサイトでご確認ください。

静岡市 ハザードマップ

検索

※1 ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

URL : <https://www2.wagmap.jp/shizuoka-hazard/Portal>

ハザードマップ※1で確認し、自宅がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、必要に応じて避難行動をとってください。

はい

災害の危険があるので、**原則として**自宅の外に避難が必要です。

例外

在宅避難（屋内安全確保）

以下の条件を満たす場合は、**自宅に留まり安全を確保することも可能です。**

<浸水害>

・洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側で、浸水する深さよりも高いところにいる。

<土砂災害>

・土砂災害の危険があっても、十分頑丈なマンション等の上層階に住んでいる。

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人、地域の集会所などがありますか？

はい

安全な親戚や知人宅、地域の集会所などに避難しましょう。
(日頃から相談しておきましょう。)

いいえ

静岡市が指定している**風水害緊急避難場所**に避難しましょう。

静岡市が避難情報等を発表した際は、上記の風水害避難行動判定フローに従って、適切な避難行動をとりましょう。

問い合わせ先



静岡市

総務局

危機管理総室危機管理課

054-221-1236

葵区役所

地域総務課

054-221-1343

駿河区役所

地域総務課

054-287-8683

清水区役所

地域総務課

054-354-2024